

兵高教組

2022年6月28日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185

URL : http://www.hyogo-kokyoso.com

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

# 調査情報 3号

## 6月30日に一時金 2.15 月支給 再任用職員は 1.125 月、会計年度任用職員は期末手当 1.2 月支給

昨年(2021年)度の賃金権利確定交渉では、教職員の期末手当が年間で0.15月(6月と12月の計)引き下げられました。昨年度の引下げ分は、昨年12月の期末手当で調整(削減)されています。非常勤職員(会計年度任用職員)の期末手当は、昨年12月の引下げは見送らせ、今年度からの引き下げとなります。

昨年度の確定交渉において、勤勉手当の期間率が改悪されました。特別欠勤などが使いにくくなりましたが、当初提案からは押し戻して、病気休暇等については勤勉手当の支給対象となる半年間の勤務期間のうち30日以内であれば除算されない(勤勉手当に影響しない)こととなっています。

民間の一時金増額が報じられる中、今年度の確定交渉においても、すべての教職員の一時金についてのさらなる改善は大きな課題です。

### ◎期末手当 昨年6月→今回 0.075 月減

期末手当が年間で0.15月引き下げられたため、6月支給分の比較で0.025月減(再任用0.05月減)となります。昨年度の引下げ分が昨年12月の支給分で調整されたため、昨年12月と比べると、月数では0.075月増(再任用0.05月増)となっています。

会計年度任用職員の期末手当は一昨年度から支給されるようになりました(週平均15.5時間以上勤務等の条件あり)が、勤勉手当は支給されていません。一時金の上げは勤勉手当、引下げは期末手当とされている中で、改善が必要です。この点については、県人事委員会も課題として認識しています。

### ◎勤勉手当の勤務期間率の改悪

当初の「2021年12月期から適用」という不利益遡及にもあたる理不尽な提案については撤回を求め、「2022年6月期から適用」となりました。また、病気休暇等について「30日以内であれば勤務期間から除算しないもの」とさせました。詳細は、2021 調査情報 22 号[確定速報 No.4]をご覧ください。(高教組HPの「ニュース」のページにあります)

### ◎臨時的任用はすべて、長期休業期間中も措置

臨時教職員や代替教職員について県教委は、「任期と任期の間に一定の空白が生じた場合の影響を考慮し、適切な任用ができるようにする」と回答していましたが、今年度から、産休及び病気休暇にかかる代替定員を長期休業期間中を含めて全期間措置することとなりました。

### ◎再任用者の支給率の改善が必要

再任用者については、給料月額と同様に不当に低い支給率です。高教組は、改善に向けて引き続きとりくんでいきます。

### ◎フルタイム勤務職員の一時金支給率

一時金は平均で2.15月分の支給ですが、勤勉手当によって差が生じています。勤勉手当の「0.950月」分は、実際には0.950月-0.920月(「良好」)の0.030月分を、「特に優秀」「優秀」へまわします。【下の表】  
勤勉手当は、勤務成績によって支給率に差をつけるものです。高教組は、一時金を期末手当に一本化し、支給率の差をなくすよう要求しています。(「優秀」適用者について不明な点は、分会長を通じて本部にお問い合わせください)

	一時金合計	期末手当	勤勉手当
再任用以外	2.15 月	1.2 月	0.95 月
再任用	1.125 月	0.675 月	0.45 月

勤勉手当の支給割合	支給割合		
	良好	優秀	特に優秀
再任用以外	0.920 月	1.035 月	1.150 月
再任用	0.435 月	0.470 月	

(「優秀」適用者について不明な点は、分会長を通じて本部にお問い合わせください)

### ★一時金の額を計算してみましよう！★ (6月1日現在で在職期間6か月の再任用以外の職員の場合)

期末手当 = { 給 + 扶 + 地扶 + (給 + 地) × 職務加算率 } × 1.2 … ※1

勤勉手当 = { 給 + 地 + (給 + 地) × 職務加算率 } × 0.92 (良好) < 優秀は × 1.035 >

給 : 給料(調整額) … ※2

扶 : 扶養手当

地扶 : 扶養手当を算定基礎に含む地域手当 … (給 + 扶) × (地域手当支給率)

地 : 扶養手当を算定基礎に含まない地域手当 … 給 × (地域手当支給率)

職務加算率

5% … 教育職1級63号給以上・教育職2級55号給以上・技労職87号給以上

・行政職4~6級

10% … 教育職2級141号給以上・教育職3級・行政職7級など

※1 会計年度任用職員は期末手当のみの支給です。勤勉手当は支給されません。

※2 給与明細の「給料(調整額)」をご確認ください。

#### 《地域手当の支給率》

9.4% … 神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、明石

6.4% … 姫路

4.4% … その他の地域

※本来は、10.9%、7.9%、5.9%ですが、県「行革」で1.5%削減されたものが復元されていません。

## 教職員の生活と権利の改善に努める高教組へ、あなたもぜひ!